

北海道建築設計者選定審査委員会条例

平成28年3月31日

条例第 18 号

(設置)

第1条 プロポーザル方式（最も優れた技術提案書（建築物に係る設計の業務の実施方針及び手法並びに建築物に係る設計に関する技術又は工夫についての提案が記載された書類をいう。）を提出した者を建築設計者（道から建築物に係る設計の業務の委託を受ける者をいう。以下同じ。）の候補者として特定する方式をいう。以下同じ。）又は設計競技方式（最も優れた建築物の設計案を提出した者を建築設計者の候補者として特定する方式をいう。次条第1号において同じ。）による建築設計者の選定のための審査を行うため、知事の附属機関として、北海道建築設計者選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル方式又は設計競技方式により建築設計者の候補者を特定すること。
- (2) 前号の規定による特定を行うための基準及び方法を定めること。
- (3) 知事の諮問に応じ、建築設計者の選定のための審査に関する重要事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築に関し専門的な知識を有する道の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある特別委員の2分の1以上が出席し、かつ、第4条第1項第1号に掲げる者から任命された委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(議会庁舎の建築設計者の選定に係る特例)
- 2 第1条に定めるもののほか、議会庁舎（北海道議会の活動のために必要な建築物及びこれに附属する施設をいう。以下同じ。）に係る設計の業務についてプロポーザル方式による建築設計者の選定のための審査を行うため、この条例の施行の日から当該議会庁舎に係る設計の業務の委託に関する契約が締結される日までの間、知事の附属機関として、議会庁舎建築設計者選定審査委員会を置く。
- 3 第2条（第3号に係る部分を除く。）及び第3条から第7条まで（第4条第2項ただし書及び第3項を除く。）の規定は、議会庁舎建築設計者選定審査委員会について準用する。この場合において、第4条第2項本文中「2年」とあるのは、「附則第3項において準用する前項の規定による任命の日から議会庁舎（北海道議会の活動のために必要な建築物及びこれに附属する施設をいう。）に係る設計の業務の委託に関する契約が締結される日まで」と読み替えるものとする。
- 4 議会庁舎建築設計者選定審査委員会において建築設計者の選定のための審査を行う場合には、議会庁舎については、第2条の規定にかかわらず、委員会は、建築設計者の選定のための審査を行わない。